平成２６年（フ）第９０７０号
東京都府中市南町１丁目36―18―101
債務者　桑田　昭人
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０７１号
埼玉県入間市小谷田２丁目１―21　ヴィラ小谷田Ｅ202
債務者　久野　健一
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第９４９号
福岡市中央区大名１丁目９番５号フロンティア大名
破産者　有限会社ミレニアム
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４号
千葉県匝瑳市今泉6429番地の３
破産者　有限会社林電気工業
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６０９号
東京都江東区大島３丁目３番地４号　木曽川マンション703号
破産者　株式会社優和
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６１０号
東京都墨田区千歳３丁目４―９―201、住民票上の住所東京都墨田区江東橋３丁目５―19―1507
破産者　和田　久惠
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２１４号
東京都板橋区高島平３丁目４―１―602
破産者　黛　佐千男
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３７号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目24―７　パレ―たちばな第１―102
破産者　戸谷　達夫
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０８６号
東京都豊島区西巣鴨４丁目12―６
破産者　長谷川　憲
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９３号
静岡県駿東郡清水町長沢100―１
破産者　鈴木　三郎
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６２９号
東京都江戸川区平井７丁目１番14号
破産者　有限会社山崎エキストラーサービス
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６３０号
東京都葛飾区柴又５丁目44―10　ベルサイオンⅡ201
破産者　山崎　法彦
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６３１号
東京都葛飾区柴又５丁目44―10　ベルサイオンⅡ201
破産者　山崎　朋代
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６４０号
東京都港区赤坂６丁目10―39―420、開始決定時の住所東京都港区赤坂６丁目19―50―215
破産者　吉岡敬一郎
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７３３号
東京都大田区仲池上２丁目12番15号
破産者　信和精機株式会社
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４１６号
東京都大田区大森西６丁目11番17号
破産者　有限会社大塚商店
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４１７号
東京都大田区南六郷１丁目１―17　畠山方
破産者　大塚　隼功
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４５９号
東京都世田谷区祖師谷１丁目11―10
破産者　仁田山壽江
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９９号
青森県上北郡横浜町字屋敷形７番地３、開始決定時の住所千葉県我孫子市柴崎台２丁目６―26―202
破産者　石崎　和真
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９５７号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１―46、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区南山田町4118
破産者　佐久間紀年雄
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部